

議第33号

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例を次のよ  
うに制定する。

平成24年 2月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例  
京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を次のように改正する。  
本則中「上京区今出川通室町西入堀出シ町289番地」を「上京区上立売通  
大宮東入幸在町689番地」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

上京区役所の位置を変更する必要があるので提案する。